

大分市自治基本条例検討委員会
第11回執行機関・議会部会

平成23年1月19日(水)10時から
大分市役所議会棟 3階 第4委員会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 市民意見交換会、市民意見公募手続及び職員意見公募において寄せられた意見についての検討

(2) その他

< 市民意見公募において寄せられた意見の要旨とそれに対する考え方(報告4) >

	意見項目	意見の要旨	担当部会	意見に対する考え方(事務局回答案)
1	名称	長すぎる。12文字以内が望ましい。	全体	ご意見の趣旨を踏まえ、適切な表現となるよう検討いたします。
2	全般事項	今までに、法や個別条例により行政運営がなされている中で、なぜ今になってこの条例が必要になったのか。今まで無くて行政運営をしてきたことに不信感を抱くことにも繋がるのではないか。	全体	地方分権の流れの中で、地方自治体が果たすべき役割は以前よりも増大しており、その流れは今後さらに加速するものと想定されます。そうした中で、本市の進むべき方向性を判断するための指針として、このような基本条例を制定する必要性が高まったことから、条例制定を検討することといたしました。
3		憲法・民法・刑法などの形式に捉われすぎている。「法律は市民のもの」という考えにより、大分市の理想とする情景や人間模様を小説形式にまとめることで、大分市が誇れる条例となるのではないか。	全体	大分市の理想や施策の柱となる考え方等を具現化する方法は、条例に限られるものではないと思いますが、条例として定める上では最低限の決まりごとや体裁を守る必要性があるものと考えます。その中でも、より分かりやすく、市民の皆様が親しまれるような表現を取り入れることについては、引き続き検討してまいります。
4		団塊の世代が退職して地域に戻ったとき、地域での活躍が出来る拠り所となるこのような条例が必要であると考えます。	全体	
5		市民に開放された大分市になることを期待し、基本条例の制定に賛成です。	全体	
11		第7条(議会の基本的役割等)	第5項として「議会はあらゆる機会を通じて市政に関する市民意見の聴取に努め反映しなければならない」を追加。第25条第3項との関連があり「市長と議会は両輪として市民意見の聴取に努めるのが本来」とされているためこれを明文化する必要がある。	執行議会

< 市民意見交換会・会場意見集約(報告2) >

項目	意見	会場での対応	会場	担当部会	考え方(素案への反映等)事務局案
1 名称	「大分市まちづくり市民総参加基本条例」の方が、市民には分かりやすい。		野津原	全体	
5 第2条(定義関係)	自治会という「自治」と行政が行う「自治」という二面性がある言葉なので「自治」を定義して明確にしたい。	検討をした上で今の素案になっています。基本理念において、「自治」の意味合いをある程度説明していますが、「自治」を定義するか、逐条解説で詳しく説明するかということを含めて、今後検討させていただきます。	植田	全体理念	「自治」には、このご意見にもあるように多面性があるため、定義することでその適用範囲を必要以上に狭めてしまう可能性があります。他都市では「自分たちの地域を自分たちの意思で責任を持ち治めること」といった定義の例もあり、いわば当たり前の漠然とした表現ですが、定義するにしてもこの程度が限界であると思われる。(逐条解説の中で条文ごとに詳しく説明する?)
9	自治会の位置付けが条例の中でよく分からない。	地域コミュニティの代表的なものであって、行政の根幹は自治区を単位とした集合体として成り立っていると考えています。	グリーン	全体理念 市民参加	自治会は、地域コミュニティの代表例であり、地域における自治の主要な担い手でもあります。
10 第2条(定義) 第6条(市民の責務) 第29条(地域コミュニティ)関係	地域コミュニティに自治会が含まれるということが良いか。				
11	「コミュニティ」をどうしても使うのであれば、定義して欲しい。				
27	議会のみ「議会の基本的役割等」となっており、責務が表に出ていない。	議会には「議会基本条例」が既に出来ています。その中で責務はきちんと規定されています。タイトルに「責務」を入れるかどうかは検討します。	コンパル 植田	執行議会	条文の中には、役割・責務ともに謳っている中で、「市長等」の節の見出しの表現と統一して、「役割と責務」とすることは可能であると思います。
28	「二元代表制」という意味からも、「責務」という言葉を出す必要があると思う。				
29 第7条(議会の基本的役割等)関係	「二元代表制」の言葉の意味がよく分からない。	執行機関の代表である市長と、議決機関である議会の議員をそれぞれ別に市民が選ぶということが、二元代表制であるのご理解いただきたい。	鶴崎		市長と議会のあり方を端的に表現した言葉であり、他の言い方に置き換えることは困難と考えます。逐条解説等で補い、理解を求めるときではないでしょうか。
30	本市の議事機関、住民の代表機関、本市の意思決定機関とあるが、50%くらいの投票率で、本当に市民の総意、あるいは意思決定機関といえるのか。そういう意味では、投票率を上げる条例があっても良いのではないか。	投票率を上げるという問題は、基本条例の内容に馴染むかどうか分かりませんが、今後検討させていただきます。	大南		
31 第9条(市長の基本的役割と責務)関係	「市民自治」という言葉があるが、これは「自治」と同じ言葉か、敢えて使い分けているのか。		植田	執行議会	「自治」という言葉が多面性を有する中で、「市民自らが治める」こと(第1条に謳う「市民主体による自治」)に特化させる意味合いと、その後に出て来る「市民福祉」との対句表現を意識した意味との2つの目的を持って使った表現であると思われる。
32 第10条(職員の責務)関係	この条例ができることで、市の職員がますます忙しくなるのではないか。職員は、現場をもっと知るために地域に出かけていかなければいけないと思うが、それができなくなるのでは。	今までも、職員は様々な法や条例の下で行政運営を行っています。現場の声がよりスムーズに取り入れられるためのシステム作りがこの条例作りであると考えています。	南大分	執行議会	
33	当然のことで、採用時に宣誓していると思うので、必要ないのではないか。	市民、議会、行政の責務を明確にする意味において、職員の責務についても明記すべきということで規定しています。	南部		
78 その他意見	条例の解説を是非作って欲しい。	市民のみなさんによりよく条例を理解していただくために、解説集を作る準備はしております。	コンパル 南大分 野津原		
81	基本条例の必要性や内容を簡潔に市報等に掲載して欲しい。	検討委員から事務局に働きかけます。	コンパル		
87	前文と同じように条文も口語体にしたらどうか。		明治明野		

< 市民意見交換会・アンケート意見集約(報告3) >

	項目	意見	担当部会	考え方(事務局案)
1	名称	名前を一読すると興味深く誘い込まれるよう、名称を「大分市民の手によるまちづくり自治基本条例」としてはいかがでしょうか？	全体	
4	第2条(定義)関係	自治の意義を明確にしてほしい。生活圏と自治の概念(エリア)を定めるべきでは。	全体 理念	「(報告2)」における回答とほぼ同様です。自治のエリアについても、様々なパターンがありうることから、明確な定めは困難ではないでしょうか。
8	第3章(市民、議会及び市長等の役割等)全般	市民と行政と議会の役割分担をもっと明確にすべきである。	市民 執行議会	基本条例において詳細な規定を置くことには自ずと限界があり、個別の規定や政策の中で具体化すべき事柄もあると思います。
9	第7条(議会の基本的役割等)関係	第7条は、「議会の基本的役割と責務」にしたらどうか？第2項に「責務」があるので。	執行議会	「(報告2)」における回答と同様です。
10	第8条(市長等の基本的役割と責務) 第9条(市長の基本的役割と責務)関係	「市長等」と「市長」を分けるべきなのか？行政としての責務でよいのでは…。	執行議会	行政の統括者・代表者である市長と各執行機関(市長等)とでは、果たすべき役割や有する権限にも一定の差異があり、条文的にも分けて規定すべき部分があると思います。
11	第9条(市長の基本的役割と責務)関係	第9条3項「～最少の経費で最大の効果を～」など地方自治法に定められていることをあえて記載する必要があるのか？	執行議会	ご指摘のとおりではありますが、本市の心構えを示す意味合いも含めて、敢えて確認的に規定する意図であると思います。
12	第10条(職員の責務)関係	第10条中、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。(地公法30条があるので不要では？言い方を変えるとか。)	執行議会	同上
32	その他意見	制定の必要性、狙いを手短かに市報で伝えてください。何回かに分けて、市報に条例についてのPRを。		
33		策定後は、具体的な活動内容は、随時市報等で報告して欲しい。	全体	
34		子供用の条文(分かりやすいもの)もあるといいです。		

< 職員意見公募において寄せられた意見の要旨とそれに対する考え方(報告5) >

	意見項目	意見の要旨	担当部会	意見に対する考え方(事務局案)
2	第2条(定義)	「職員」の定義が必要では。 定義をするまでもなく大分市職員と考えるのか。	理念 執行議会	厳密に言えば、様々な位置づけの「職員」がいるのですが、一般的には、いわゆる「大分市役所の職員」をさすと解釈されるものと思われますので、敢えて定義を置く必要性は低いのではないのでしょうか。
4	第7条(議会の基本的役割等)	本市の意思決定機関であることをことさら明文化する必要があるか。	執行議会	既に制定済みの「議会基本条例」の前文において謳われている表現でもあり、議会が有する重要な役割の一つでもあることから、規定すべき事項と考えられます。
5	第10条(職員の責務)	第1項の「職員は、全体の奉仕者として、」と記載されているが、市民が負う応分の負担以外の部分で、市民の個人的な権利主張までが市職員の責務であると誤解されないような文言に修正願いたい。	執行議会	これは憲法や地方公務員法にもある表現ですが、その趣旨としては、「その奉仕の内容が住民全体の利益を増進することにあること」、「一部の奉仕者となることを否定すること」、「公務員が政治的に中立であること」等の意味合いであり、個々人の全ての権利主張を受け入れるべきことを定めるものではありません。ある意味で確認規定的な部分ではありますが、職員の責務としては重要な事柄であると思われます。